

広島県告示第千三百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称
平成三十一年広島県告示第七十三号	広島県呉市音戸町早瀬三丁目及び同市音戸町田原三丁目地内	早瀬三丁目（一四二五）	の自因の土 然と發砂 種現な生災 類象る原害
		急傾斜地の崩壊	区 域 の 名 称
		田原三丁目（七〇八）	早瀬三丁目（一四二五）
		急傾斜地の崩壊	の自因の土 然と發砂 種現な生災 類象る原害
		田原三丁目（七〇八）	急傾斜地の崩壊